平成20年3月27日制定

(趣旨)

- 第1条 この規則は、京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為の取扱いの仕組みを整え、本学の研究活動の公正性を確保するために必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 研究者 本学において研究活動を行い、又は行っていた者をいう。
  - (2) 不正行為 研究の申請、実施、報告又は審査における次に掲げる行為をいう。
    - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
    - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
    - ウ 盗用 他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、 その者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(告発等受付窓口)

- 第3条 研究者の不正行為に係る告発又は相談(以下「告発等」という。)に対応するため、 研究協力課に告発等受付窓口(以下「窓口」という。)を置く。
- 2 窓口の受付担当者は、研究協力課長とする。
- 3 受付担当者は、告発等を受け付けたときは、速やかに学長に報告する。 (告発の取扱い)
- 第4条 告発は、書面(FAX及び電子メールを含む。)、電話又は面談により受け付ける。
- 2 悪意(被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、告発は、原則として顕名による。ただし、匿名による告発であっても、その内容に応じ、必要と認めるときは、学長は、顕名による告発に準じて取り扱うことができる。
- 3 書面による告発は、所定の告発書によるものとし、電話又は面談による通報の場合は、告 発書に掲げる記載事項について、受付担当者に知らせるものとする。
- 4 報道又は学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、学長は、 当該内容に応じ、顕名による告発があった場合に準じて取り扱うことができる。
- 5 他の国立大学法人等(以下「他機関」という。)から回付された告発は、本学の窓口において受け付けた告発と同様に取り扱う。
- 6 学長は、告発された不正行為について、他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機 関の長に当該告発を回付する。

(相談の取扱い)

- 第5条 相談は、告発の例に準じて受け付ける。
- 2 告発の意思を明示しない相談であっても、学長は、その内容に応じ、告発に準じて当該内容を確認及び精査を行った結果、相当な理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

3 前項の結果、当該相談者が告発の意思表示をなさない場合であっても、学長は、当該相談 内容について、第10条に規定する本調査を行うことを決定することができる。

(不正行為が行われる前の告発等)

第6条 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発等について、学長は、当該内容について確認及び検査を行った結果、相当な理由があると認めたときは、告発等の対象となっている者に対し、警告を行うものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第7条 告発等を受け付ける場合には、受付担当者は、告発等の存在及び内容、告発者又は相談者の氏名及び所属が特定されないように、必要な措置を講じなければならない。
- 2 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発等を行ったことを理由に、告発 者又は相談者に対する解雇、懲戒処分等不利益な取扱いは、これを行ってはならない。
- 3 相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面 的に禁止すること、又は当該被告発者に対する解雇、懲戒処分等不利益な取扱いは、これを 行ってはならない。

(告発者及び被告発者の義務)

第8条 告発者及び被告発者は、次条に規定する予備調査、第10条に規定する本調査及び第 19条に規定する不服申立てにあたっては、誠実にこれに協力する義務を負い、及び正当な 理由なくこれを拒絶することはできない。

(予備調査)

- 第9条 学長は、告発の報告を受けたときは、指名する副学長(以下「担当副学長」という。) に当該事案の予備調査を行わせる。
- 2 担当副学長は、次の各号に掲げる事項について調査し、告発を受け付けた日から概ね30 日以内に調査結果を学長に報告するものとする。
- (1) 明示された科学的合理的事由の論理性
- (2) 当該研究分野の特性に応じ、研究成果の事後の検証が可能か否か
- 3 担当副学長は、前項に規定する調査結果の報告に併せて、次の各号に掲げる事項について 意見を述べるものとする。
- (1) 次条の規定による本調査の要否
- (2) 悪意に基づく告発の可能性の有無
- 4 担当副学長は、予備調査を行うにあたっては、必要に応じ、自らを委員長とする予備調査 委員会を設置することができる。
- 5 予備調査委員会の委員は、被告発者が所属する教育研究組織の長(研究科にあっては部門 長)並びに告発者及び被告発者と利害関係を有しない者のうちから担当副学長が指名する者 とする。
- 6 予備調査委員会は、学長への報告をもって解散する。

(本調査実施の決定)

- 第10条 学長は、前条に規定する予備調査の結果に基づき、当該告発に係る事案について、 本調査を行うか否かを決定する。
- 2 学長は、本調査を行うと決定したときは、次条に規定する調査委員会を設置し、告発者及 び被告発者に通知する。被告発者が他機関に所属する場合は、当該他機関に対し、その旨を 通知するものとする。

3 学長は、本調査を行わないと決定したときは、その理由を付記して告発者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、当該告発者の求めに応じ開示するものとする。

第11条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、被告発者又は当該不正行為への関与が疑われる者(以下「被告発者等」という。)と利害関係があると認め

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 研究科長

(調査委員会)

- (3) 被告発者が所属する教育研究組織の長(研究科にあっては部門長)
- (4) 被告発者の研究分野に関連する研究者(本学に属さない者を含む。)
- (5) その他学長が必要と認める者

られた者は、委員となることができない。

2 前項第4号及び第5号に規定する委員は、学長が委嘱する。

(調査委員会の委員長)

- 第12条 調査委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に規定する委員のうちから学長が指 名する者をもって充てる。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。 (調査委員会委員に関する異議申立て)
- 第13条 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者 に通知する。
- 2 告発者又は被告発者は、前項に規定する通知を受けた日から7日以内に、委員について、 異議申立てを行うことができる。
- 3 異議申立ては、所定の異議申立書を提出することにより行わなければならない。
- 4 異議申立てがあったときは、学長は、告発者又は被告発者に通知する。
- 5 前項に規定する通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から7日以内に、 当該異議申立てに対する意見を書面で提出することができる。
- 6 学長は、異議申立の理由等を勘案し、委員を交代させるか否かを決定する。
- 7 前項の結果、学長は、委員を交代させるときは新たな委員の氏名及び所属を、委員を交代させないときはその理由を付記して、告発者及び被告発者に通知する。
- 8 前項に規定する通知の内容に対する異議申立ては、これを認めない。 (調査委員会による本調査)
- 第14条 調査委員会は、第10条第1項に規定する実施の決定から概ね30日以内に本調査 を開始しなければならない。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査する。
- (1) 不正行為の存否
- (2) 不正行為の態様
- (3) 不正行為に関与した者及び関与の程度
- (4) 不正行為と認定された研究に係る論文等がある場合においては、当該論文等及び当該研究に対する当該論文等の著者の役割
- (5) 告発者の悪意の存否
- 3 前項に規定する調査は、告発者、被告発者等その他関係者への事情聴取、告発の対象となった研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の各種資料の精査並びに当該研究

に係る再実験の要請及びその検証により行う。

- 4 調査委員会は、調査の実施に必要な範囲で、告発の対象となった研究以外の被告発者の研究について、調査することができる。
- 5 調査委員会は、調査を行うにあたり、被告発者等及び第2項第4号に規定する者に対し、 書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。
- 6 調査委員会は、悪意に基づく告発の可能性があると認める場合は、告発者に対し、書面又 は口頭による弁明の機会を与えるものとする。
- 7 調査委員会が被告発者に対して再実験を要請した場合又は被告発者が再実験を求めた場合において、調査委員会は、当該再実験に要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を保証するものとする。ただし、被告発者が再実験を繰り返し求めた場合において、その求めが調査の引き延ばしを目的とするものと認められるときは、調査委員会はこれを認めないものとする。
- 8 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を求めることができる。 (証拠の保全措置)
- 第15条 調査委員会は、調査を行うにあたり、告発の対象となった研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置として、必要最小限の範囲で、当該研究活動の停止、調査に関連する場所の一時閉鎖及び実験機器等の使用禁止その他必要な行為を実施し、又は被告発者等にこれを命じることができる。

(被告発者等の説明責任)

- 第16条 被告発者等が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、告発の対象となった研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、当該研究に係る論文等がその結果に基づいて適切な表現を用いて記述されたことを科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の説明において、被告発者等は、当該研究に係る生データ、実験・観察ノート、実験 試料・試薬等(以下「説明の基本的要素」という。)を提示しなければならない。 (認定)
- 第17条 調査委員会は、被告発者等が行う説明、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者等の自認その他の証拠を総合的に判断して第14条第2項に規定する事項を認定する。ただし、被告発者等の自認を唯一の証拠として不正行為が存在するものと認定することはできない。
- 2 被告発者等が行う説明、調査によって得られた物的証拠、証言、その他の証拠によって、 不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為が存在するものと認定される。
- 3 被告発者等が説明の基本的要素を提示できないときは、不正行為が存在するものと認定される。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 被告発者等が善良なる管理者の注意をもってその管理を行っていた場合
- (2) 当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えていた場合
- 4 前項のただし書の事由の判断は、調査委員会が行う。
- 5 調査委員会は、本調査を開始した日から概ね150日以内に、第1項に規定する認定を行 わなければならない。
- 6 調査委員会は、認定を行ったときは、調査結果及び認定内容を速やかに学長に報告する。 (認定後の措置)

第18条 学長は、前条第6項に規定する報告を受けたときは、当該内容を告発者及び被告発 者等に通知する。

(不服申立て)

- 第19条 調査により不正行為が存在すると認定された被告発者等又は悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、学長に不服申立てを行うことができる。
- 2 前項に規定する不服申立ては、認定内容の通知を受けた日から14日以内に所定の不服申 立書を提出することにより行わなければならない。
- 3 不服申立てがあったときは、学長は、告発者又は被告発者等に通知する。
- 4 調査委員会は、不服の理由等を勘案し、再調査すべきか否かを審査する。
- 5 調査委員会は、前項に規定する審査の結果を速やかに学長に報告する。
- 6 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、不服申立てを行った者及び第3項の規定により通知した者に通知する。
- 7 第4項に規定する審査の結果、再調査を行うこととした場合は、調査委員会は、被告発者 等から不服申立てがあったときは不服申立てがあった日から概ね50日以内に、告発者から 不服申立てがあったときは概ね30日以内に、再調査の結果を学長に報告する。
- 8 不服申立てを行った者は、調査委員会の求めに応じ、再調査のために必要な資料を提出しなければならない。調査委員会が指定する期日までに必要な資料の提出がないときは、再調査を打ち切ることができる。再調査を打ち切ったときは、調査委員会は、速やかにその旨を学長に報告する。
- 9 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、不服申立てを行った者及び第3項の規定により通知した者に通知する。
- 10 学長は、第7項に規定する報告を受けたときは、不服申立てを行った者及び第3項の規定により通知した者に対し、再調査の結果を通知する。
- 第20条 学長は、調査委員会の本調査又は再調査の結果、不正行為が存在すると認定されたときは、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発が行われる前に取り下げられた論文等において不正行為が存在するものと認定された事案については、第1号及び第2号に掲げる事項については公表しないことができる。
  - (1) 不正行為を行った者の氏名、所属及び不正行為の態様
  - (2) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び関与の程度
  - (3) 公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法、手順等

(公表)

- (6) その他学長が必要と認めた事項
- 2 学長は、調査委員会の本調査又は再調査の結果、悪意に基づく告発を行ったと認定された ときは、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 不正行為の不存在
- (2) 告発者の氏名及び所属
- (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (4) 調査の方法、手順等

(不正行為が存在すると認定された者等への措置)

- 第21条 学長は、不正行為を行った者又は不正行為に関与した者(以下「被認定者」という。) に対し、国立大学法人京都工芸繊維大学就業規則(平成16年4月1日制定。以下「職員就 業規則」という。)等の規定に基づく懲戒処分その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学長は、被認定者及び第14条第2項第4号に規定する者で不正行為と認定された論文等の内容について責任を負うと認定されたものに対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発を行った者に対し、就業規則等の規定に基づく懲戒処分その他 の必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為が存在しなかったと認定された者への措置)

第22条 学長は、不正行為が存在しなかったと認定されたときは、被告発者等の名誉を回復 する措置その他の不利益が生じないための措置を講ずるとともに、調査に際して証拠保全の 措置が行われているときは、当該措置を解除するものとする。

(守秘義務)

- 第23条 調査委員会の委員、受付担当者その他当該事案に関係した者(当該職を退いた者も含む。)は、公表した事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (事務)
- 第24条 研究活動の不正行為の取扱いに関する事務は、研究協力課において処理する。 附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行する。

### 京都工芸繊維大学におけるヒトを対象とする研究倫理審査委員会規則

平成19年2月15日制定最終改正 平成20年2月21日

(趣旨)

第1条 京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)に、本学におけるヒトを対象とする研究が 倫理的配慮のもとに適正に実施されることを図るため、ヒトを対象とする研究倫理審査委員 会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) ヒトを対象とする研究 ヒトを直接の対象とする研究をいう。
  - (2) 研究計画 ヒトを対象とする研究の計画をいう。
  - (3) 研究者 研究計画を立案し、当該研究計画の実施について責任を負う者をいう。
  - (4) 被験者 ヒトを対象とする研究の対象となる個人をいう。

(任務)

- 第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 研究者から申請された研究計画の内容について審査すること。
  - (2) その他前号の審査実施に関し必要なこと。
- 2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について特に留意して審査を行うものとする。
- (1) 被験者の人権擁護のための配慮
- (2) 被験者に及ぶ不利益及び危険の可能性
- (3) 被験者に理解を求め同意を得る方法

(組織)

- 第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長が指名する副学長
  - (2) 工芸科学研究科又は教育研究推進支援機構から選出された教授 若干名
  - (3) 保健管理センター所長
  - (4) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員は研究科長又は教育研究推進支援機構長の申出に基づき学長が委嘱し、 同項第4号の委員は学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員の任期は2年とし、同項第4号の委員の任期は、学長が定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 審査委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。 (会議)
- 第6条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 委員は、自らの研究計画に関わる審査に参加することはできない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 (事務)
- 第7条 審査委員会の事務は、研究協力課において処理する。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。 MH 即
  - この規則は、平成19年2月15日から施行する。 附 則
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第4条第1項第2号の委員の任期については、同条 第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

平成20年7月17日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学(以下「本学」という。) における動物実験に関し必要な 事項を定めるものとする。

(基本原則)

- 第2条 動物実験の実施にあたっては、次の各号に掲げる法律、告示、ガイドライン(以下「法令等」という。)に則し、動物実験の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減を図り、適正に実施しなければならない。
  - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
  - (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。 以下「飼養保管基準」という。)
  - (3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71 号。以下「基本指針」という。)
  - (4) 動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)
  - (5) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン (平成18年日本学術会議策定)

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 動物実験 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
  - (2) 実験室 次号に規定する実験動物を飼養若しくは保管し、又は次号に規定する実験動物に実験操作を行う施設及び設備をいう。
  - (3) 実験動物 動物実験の利用に供するため、実験室で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は 爬虫類に属する動物 (実験室に導入するために輸送中のものを含む。) をいう。
  - (4) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
  - (5) 動物実験実施者 動物実験の実施に従事し、又は実験動物の飼養若しくは保管に従事する者をいう。
  - (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管の責任を負う者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験に適用する。

(動物実験委員会)

- 第5条 本学に、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 動物実験計画の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 実験室設置申請の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
- (4) 実験室の状況に関すること。

- (5) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (6) 教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (7) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (8) 動物実験の情報公開に関すること。
- (9) その他動物実験の適正な実施に関し必要なこと。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 工芸科学研究科から選出された教授、准教授、講師又は助教 4名
- (3) 教育研究推進支援機構から選出された教授、准教授、講師又は助教 1名
- (4) 研究協力課長
- (5) その他学長が必要と認める者
- 4 前項第2号の委員のうち少なくとも1名は、教授でなければならない。
- 5 第3項第2号の委員は研究科長の申出に基づき、同項第3号の委員は教育研究推進支援機構長の申出に基づき学長が委嘱し、同項第5号の委員は学長が委嘱する。
- 6 第3項第2号及び同項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもって 充てる。
- 9 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 10 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 11 委員会は、必要に応じ、動物実験責任者に対し、報告を求めることができる。
- 12 委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(動物実験計画)

- 第6条 動物実験責任者は、動物実験を実施する場合には、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物 実験計画を立案し、委員会が定める計画書その他の必要な書類を学長に提出して、その承認を得 なければならない。動物実験計画を変更又は追加しようとする場合も同様とする。
  - (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
  - (5) 苦痛度の高い動物実験(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。)を行う場合は、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経てその承認又は不承認を決定し、動物実 験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を実施することができない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験が法令等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

(動物実験の実施)

- 第7条 動物実験実施者は、動物実験の実施にあたっては、この規則に定めるところによるものの ほか、法令等及び次の各号に掲げる事項を遵守し、動物実験責任者の指示に従わなければならな い。
  - (1) 適切に維持管理された実験室において動物実験を行うこと。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
    - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
    - ハ 適切な術後管理
    - ニ 適切な安楽死の選択
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、法令等及び本学における関連する規定に従うこと。
  - (4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験を実施する場合には、安全のための適切な実験室や設備を確保すること。
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
  - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。 (実験実施後の報告)
- 第8条 動物実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止したときは、委員会が定める報告書により使用実験動物数、成果等について学長に報告しなければならない。

(実験室の設置)

- 第9条 動物実験責任者は、実験室を設置(変更の場合を含む。)する場合には、委員会が定める申請書を学長に提出して、その承認を得なければならない。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経てその承認又は不承認を決定し、動物実 験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室において動物実験を実施 させ、又は実験動物を飼養若しくは保管させることができない。

(実験室の要件)

- 第10条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
  - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等を有すること。
  - (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
  - (3) 床、内壁等が清掃、消毒が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
  - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
  - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。 (実験室の維持管理及び改善)
- 第11条 動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な実験室の維持 管理及び改善に努めなければならない。

(実験室の廃止)

第12条 動物実験責任者は、実験室を廃止する場合には、委員会が定める廃止届を学長に提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験室を廃止するときは、必要に応じて他の動物実験責任者と協力し、飼養又は保管している実験動物を他の実験室又は本学以外の機関に譲り渡すよう努めなければならない。

(取扱いの作成及び周知)

第13条 動物実験責任者は、実験動物の導入、実験動物の飼養及び保管に関し具体的な取扱いを 定め、動物実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 動物実験実施者は、飼養保管基準及び前条の取扱いを遵守し、実験動物の健康及び安全 の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第15条 動物実験責任者は、実験動物の導入にあたっては、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、実験動物の導入にあたっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第16条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切 に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

- 第17条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負うこと又は 実験目的以外の疾病にかかることを予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければな らない。
- 2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負った場合又は実験 目的以外の疾病にかかった場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、異種又は複数の実験動物を同一実験室内で飼養 又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第19条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存 しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、年度ごとに、飼養又は保管した実験動物の種類、数等を学長に報告しなければならない。

(譲渡)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡にあたっては、その特性、飼養保管の方法、感染性 疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第21条 動物実験責任者は、実験動物の輸送にあたっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の 健康及び安全を確保し、並びに人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

- 第22条 動物実験責任者は、実験動物が逸走した場合における実験動物の捕獲の方法をあらかじ め定めなければならない。
- 2 動物実験責任者は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対する予防の措置 並びに当該感染症及び咬傷等の発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 3 動物実験責任者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管するにあたっては、人への危害の発生 の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験動物の飼養又は保管に関係のない者及び当該実験の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第23条 委員会は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに実験動物の保護、 実験動物の逸走による人への危害の防止等必要な措置を講じるとともに、委員長に報告しなけれ ばならない。
- 3 委員長は、前項の通報を受けたときは、適切な措置を講じるとともに、学長に報告しなければ ならない。
- 4 委員長は、人に危害を加えるおそれのある実験動物が実験室外に逸走した場合には、速やかに 関係機関へ連絡しなければならない。

(教育訓練)

- 第24条 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し、次の各号に掲げる事項について 教育訓練を行わなければならない。
  - (1) 法令等及び本学の規定に関する事項
  - (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
  - (5) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項
- 2 委員会は、前項の教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。
- 3 教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

(自己点検・評価)

- 第25条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に、自己点検・評価のための資料を提出させる ことができる。

(情報公開)

第26条 学長は、基本指針に基づき、本学における動物実験に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

(準用)

第27条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、第3条第3号に規定する実験動物以外の動物を 動物実験の利用に供する場合には、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。 (その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て 学長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成20年7月17日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学動物実験指針(平成元年10月26日制定。以下「指針」という。)及び京 都工芸繊維大学動物実験委員会規則(平成6年12月15日制定。)は、廃止する。
- 3 施行日の前日において廃止前の指針に基づいて実施している動物実験の責任者は、施行日以後 当該実験を実施する場合にあっては、委員会が定める日までに規則第6条第1項及び第9条第1 項に規定する申請を行わなければならない。
- 4 前項の規定により申請されている動物実験並びに当該実験に係る施設及び設備は、施行日から 当該申請に対する承認又は不承認の通知を受ける日までの間、この規則の相当規定による承認を 得ているものとみなす。
- 5 この規則の施行後、最初に委嘱される第5条第3項第2号及び第3号の委員の任期については、 同条第6項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

### 京都工芸繊維大学遺伝子組換え生物等使用等管理規則

平成19年12月20日制定 最終改正 平成21年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、本学における遺伝子組換え生物等の使用等に関し必要な事項を定め、もってその安全かつ適切な管理を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、「遺伝子組換え生物等」その他の用語の定義は、次の各号に掲げる法律、省令及び告示(以下「法令等」という。)の定めるところによる。
  - (1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15 年法律第97号)
  - (2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則 (平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1 号)
  - (3) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置 等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)
  - (4) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規 定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済 産業省・環境省告示第1号)
  - (5) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置 等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成16年文部科学省 告示第7号)

(学長の責務)

第3条 学長は、法令等に基づき本学における遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関し総括する。

(遺伝子組換え実験等安全主任者)

- 第4条 本学に、遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関し学長を補佐するため、遺伝子組換え実験等安全主任者(以下「安全主任者」という。)を置く。
- 2 安全主任者は、法令等及びこの規則を熟知するとともに、生物多様性影響及びバイオハザードの発生を防止するための知識及び技術に習熟した教員のうちから、研究科長又は教育研究推進支援機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 実験が法令等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験責任者に対し、指導助言を行うこと。
- (3) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関する必要な事項の処理に当たること。

(遺伝子組換え実験等安全管理委員会)

- 第5条 本学に、遺伝子組換え実験等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 実験計画の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- (4) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関する必要な事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 工芸科学研究科から選出された教授、准教授又は講師(安全主任者を除く。) 3名
- (2) 教育研究推進支援機構から選出された教授、准教授又は講師 1名
- (3) 安全主任者
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 総務企画課長
- (6) 研究協力課長
- (7) その他学長が必要と認めた者
- 4 前項第1号の委員は研究科長の申出により、同項第2号の委員は教育研究推進支援機構長の申出により、同項第7号の委員は委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 5 第3項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 8 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- 10 委員会は、必要に応じ、実験責任者に対し、報告を求めることができる。
- 11 委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(実験責任者)

- 第6条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験従事者のうちから実験責任者を 定めなければならない。
- 2 実験責任者は、法令等及びこの規則を熟知するとともに、遺伝子組換え生物等の取扱いに 関する知識及び技術に習熟した教員とする。
- 3 実験責任者は、実験計画の安全遂行について責任を負うとともに、次の各号に掲げる職務 を行うものとする。
- (1) 実験計画の立案及び実施に際しては、法令等及びこの規則を遵守し、当該実験全体の管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対して第11条に定める教育訓練を行うこと。
- (3) 安全主任者と十分な連絡を取り、実験の安全確保に関し報告すること。
- (4) その他実験の安全確保に関して必要な事項を行うこと。

(実験従事者の責務)

第7条 実験従事者は、実験の計画及び実施にあたって、法令等及びこの規則に定める事項を 遵守し、実験の安全確保について必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従うもの とする。 (実験計画の申請手続き及び審査)

- 第8条 執るべき拡散防止措置が法令等により定められていない実験(以下「大臣確認実験」という。)を実施しようとする場合、実験責任者は、法令等の定める確認申請書及び委員会が定める申請書その他の必要な書類を学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 執るべき拡散防止措置が法令等により定められている実験(以下「機関実験」という。) を実施しようとする場合、実験責任者は、委員会が定める申請書その他の必要な書類を学長 に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 学長は、実験責任者から前2項の規定に基づく申請があったときは、委員会の議を経て当該実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。なお、当該申請が第1項の規定に基づくものである場合には、委員会の議を経て文部科学大臣に確認の申請を行い、その確認結果に基づき承認を与えるか否かの決定を行うものとする。
- 4 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに実験責任者に通知するものとする。 (実験終了又は中止の報告)
- 第9条 実験責任者は、実験を終了し、又は中止したときは、委員会が定める報告書その他の 必要な書類を速やかに学長に提出しなければならない。

(施設及び設備の管理及び安全)

- 2 実験責任者は、実験区域及び実験室への関係者以外の者の立入りについて、法令等に定め る拡散防止措置の区分に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。
- 3 実験責任者は、実験区域、実験室の入口及び遺伝子組換え生物等を実験の過程において保管する設備に、法令等に定める拡散防止措置の基準に応じて、法令等に定める表示を行わなければならない。

(教育訓練)

- 第11条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、法令等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。
  - (1) 危険度に応じた遺伝子組換え生物等の安全取扱い技術に関すること。
  - (2) 拡散防止措置に係る知識及び技術に関すること。
  - (3) 実施しようとする実験の危険度に係る知識に関すること。
  - (4) 事故発生の場合の措置に係る知識に関すること。
  - (5) その他実施しようとする実験の安全確保に関し必要な知識及び技術に関すること。 (健康管理)
- 第12条 学長は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を行うものとする。
- 2 学長は、実験従事者がヒトに対する病原性を有する遺伝子組換え生物等を取り扱う場合は、 実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワク チン、血清等の準備をするものとする。この場合において、学長は、実験開始後6月を超え ない期間ごとに特別定期健康診断を行うものとする。
- 3 学長は、実験区域又は実験室において感染が疑われる場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講じるものとする。

- 4 学長は、前3項の健康診断を行ったときは、その結果を記録し、保存するとともに、本人 に通知するものとする。
- 5 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は次項に規定する報告を受けたと きは、直ちに必要な措置を講じるとともに、事実を調査し、学長及び安全主任者に報告しな ければならない。
  - (1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
- (2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、又は感染を起こす恐れがあるとき。
- (3) 遺伝子組換え生物等により実験区域又は実験室が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 6 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意するとともに、健康に変調を来した場合又は重症 の若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、実験責任者に報告しなければならない。こ れを知り得た者も同様とする。

(緊急事態発生時の措置)

- 第13条 実験責任者及び実験従事者は、実験に係る事故が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、安全主任者に通報しなければならない。地震、火災その他の災害により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれがあるときも、同様とする。
- 2 安全主任者は、前項の通報を受けた場合には、適切な措置を講じるとともに、学長及び委員会に報告しなければならない。

(記録及び保存)

第14条 実験責任者は、実験の安全確保に関し必要な事項を記録し、保存しなければならない。

(譲渡及び譲受)

- 第15条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等させようとする者(以下「譲渡者等」という。)は、所定の手続きにより学長に申請しなければならない。
- 2 遺伝子組換え生物等の譲渡又は提供を受けようとする者(以下「譲受者等」という。)は、 所定の手続きにより学長に申請しなければならない。
- 3 学長は、前2項の申請があったときは、委員会の議を経て当該申請を承認するか否かの決 定を行うものとする。
- 4 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに申請者に通知するものとする。 (情報提供に関する措置)
- 第16条 前条第3項の規定による承認を受けた譲渡者等は、法令等に定めるところにより、 次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。
  - (1) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨
  - (2) 宿主等の名称及び組換え核酸の名称(名称がない又は不明である場合はその旨)
  - (3) 大学の名称並びに実験責任者等の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項
- 2 前項の情報提供は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 文書の交付
- (2) 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器等への表示
- (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール
- 3 譲渡者等及び譲受者等は、提供し又は提供を受けた情報を安全主任者を通じて、学長に届け出なければならない。

(輸出に関する措置)

第17条 遺伝子組換え生物等の輸出を行った者は、安全主任者を通じて、法令等に定める書類の写しその他の必要な書類を添えて学長に届け出なければならない。

(輸入に関する措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の輸入を行った者は、安全主任者を通じて、当該遺伝子組換え 生物等に係る情報、法令等に定める拡散防止措置その他の必要な事項を記載した書類を添え て学長に届け出なければならない。

(遺伝子組換え生物等の保管及び運搬)

- 第19条 遺伝子組換え生物等の保管(実験の過程において行われる保管を除く。)を行おうとする者は、法令等に定める拡散防止措置を講じるとともに、保管の記録を保存しなければならない。
- 2 遺伝子組換え生物等の運搬(実験の過程において行われる運搬を除く。)を行おうとする 者は、法令等に定める拡散防止措置を講じるとともに、運搬の記録を保存しなければならな い。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を 経て学長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成19年12月20日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学組換えDNA実験安全管理規程(平成14年9月26日制定)は、廃止する。
- 3 施行日の前日において、廃止前の京都工芸繊維大学組換えDNA実験安全管理規程第8条 の規定により承認を受けていた実験については、この規則の規定により承認を受けたものと みなす。
- 4 この規則の施行後、最初に任命される第4条第1項の安全主任者の任期については、同条 第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 5 この規則の施行後、最初に委嘱される第5条第3項第1号及び第2号の委員の任期については、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 国立大学法人京都工芸繊維大学情報公開・個人情報保護委員会規則

平成16年6月10日制定最終改正 平成21年3月26日

(設置)

第1条 国立大学法人京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)に情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、本学の情報公開の円滑な実施及び保有個人情報の保護のため、次の各号に 掲げる事項を審議する。
  - (1) 情報公開及び個人情報保護に係る規則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 開示・不開示、訂正の要否及び利用停止の要否の判断基準に関すること。
  - (3) 不服申立てに関すること。
  - (4) 訴訟に関すること。
  - (5) その他情報公開及び個人情報保護の円滑な実施に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 学長が指名する理事
  - (2) 工芸科学研究科又は教育研究推進支援機構から選出された教授 若干名
  - (3) 総務企画課長
  - (4) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員は研究科長又は教育研究推進支援機構長の申出に基づき学長が委嘱し、 同項第4号の委員は学長が委嘱する。
- 3 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者を もって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 (事務)
- 第6条 委員会の事務は、総務企画課において処理する。

(その他)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。 附 則
- 1 この規則は、平成16年6月10日から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学情報公開委員会規程(平成13年4月19日制定)は、廃止する。 附 則
  - この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第3条第1項第2号の委員の任期については、同条 第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 国立大学法人京都工芸繊維大学安全保障輸出管理規則

平成23年2月17日制定

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学 (以下「本学」という。)における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲)
- 第2条 この規則は、本学の役員、職員その他本学に雇用されている者(以下「職員等」という。)並びに学生及び研究員等(以下「学生等」という。)が行う次条第6号に規定する技術の提供及び同条第7号に規定する貨物の輸出に適用する。 (定義)
- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
  - (2) 居住者 日本人にあっては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあっては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6月以上経過している者を、法人等にあっては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所(以下「事務所等」という。)及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。)6-1-5及び6に掲げる者をいう。
  - (3) 非居住者 日本人にあっては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を、外国人にあっては外国に居住する者、本邦に入国して6月未満の者(本邦にある事務所等に勤務する者を除く。)、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6-1-5及び6に掲げる者をいう。
  - (4) 貨物 外為法第6条第1項第15号に規定するものをいう。
  - (5) 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
  - (6) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。
    - ア 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供(技術を記載した文書若しくは技術を記録した媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。)を行うこと。
    - イ 非居住者への技術の提供又はそれを目的とした居住者への技術の提供を行うこと。
  - (7) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明かであるものを含む。)をいう。
  - (8) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
  - (9) 相手先 技術の提供にあっては当該技術を利用する者を、貨物の輸出にあっては当該貨物の需要者又は仕向地をいう。
  - (10) リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)

別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。

- (11) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- (12) 該非確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを確認することをいう。
- (13) 取引審査 該非確認の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (14) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって、その射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものをいう。
- (15) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物 (大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- (16) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。 (基本方針)
- 第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。
  - (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は、行わないこと。
  - (2) 技術の提供又は貨物の輸出について外為法等及びこの規則(輸出管理に係る学内の諸規定を含む。以下同じ。)を遵守すること。
  - (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理に係る体制を整備し、充実を図ること。 (輸出管理最高責任者)
- 第5条 本学に輸出管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 輸出管理最高責任者は、本学における輸出管理について最終責任を負う。 (輸出管理統括責任者)
- 第6条 本学に輸出管理統括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 輸出管理統括責任者は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 第4条の基本方針に基づく基本施策の策定
- (2) 第16条に規定する輸出管理監査の実施
- (3) 第17条に規定する輸出管理教育の実施
- (4) その他輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理責任者)

- 第7条 本学に輸出管理責任者を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 工芸科学研究科長
  - (2) 教育研究推進支援機構長
  - (3) 産学官連携推進本部長
- 2 輸出管理責任者は、その所掌する組織において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 第11条に規定する該非確認及び取引審査に係る最終判断
- (2) その他所掌する組織における輸出管理の実施に関する業務 (該非確認責任者)
- 第8条 本学に該非確認責任者を置き、輸出管理統括責任者が指名する者をもって充てる。
- 2 該非確認責任者は、第11条に規定する該非確認及び取引審査に係る確認を行う。

(輸出管理統括部署)

- 第9条 本学に輸出管理統括部署を置き、事務局関係課の協力を得て輸出管理に係る事務を処理する。
- 2 輸出管理統括部署は、事務局研究協力課とする。

(事前確認)

- 第10条 職員等は、別に定める場合において、取引を行おうとするときは、当該取引が該非確認及び取引審査の手続を要するものか否かについて、事前確認を行わなければならない。
- 2 職員等は、前項の事前確認の結果、該非確認及び取引審査の手続を要しないものと認められた取引を行うときは、別に定めるところにより、当該事前確認に用いた書類その他の輸出 管理に係る書類について点検を受けるものとする。

(該非確認及び取引審査)

- 第11条 職員等は、前条の事前確認の結果、該非確認及び取引審査の手続を要するものと認められた(当該手続を要するものか否か不明な場合を含む。)取引を行おうとするとき、又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、該非確認責任者による該非確認及び取引審査を経て、輸出管理責任者の最終判断を受けなければならない。
- 2 職員等は、前項に規定する最終判断を受けた取引について、提供しようとする技術若しく は輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき、又は提供しようとする技術若しくは輸 出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条に規定する事前確認を行うものとす る。

(許可申請)

- 第12条 輸出管理責任者は、前条第1項に規定する最終判断を行った取引のうち、外為法等で定める経済産業大臣の許可が必要となる取引について、輸出管理統括責任者に報告するものとする。
- 2 輸出管理統括責任者は、前項に規定する報告があったときは、外為法等で定める許可申請 を行うものとする。この場合において、当該取引を行おうとする職員等は、前項の許可申請 に係る書類の作成に協力しなければならない。

(書面の取り交し)

- 第13条 職員等は、経済産業大臣の許可が必要となる取引を行おうとするときは、相手先と 次に掲げる事項を書面で取り交すものとする。
  - (1) 日本政府の許可を得なければならない取引については、許可を取得するまで当該取引の 合意はその効力を生じないこと又は許可を取得できないものを当該取引の対象から除外す ること。
  - (2) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に転用しないこと。
  - (3) 当該許可に係る条件を遵守すること。

(技術の提供の管理)

第14条 職員等は、技術の提供を行うときは、該非確認及び取引審査(該非確認及び取引審査の手続を要しないものについては事前確認。以下この条及び次条において同じ。)が終了し、並びに当該技術の内容が該非確認及び取引審査における内容、許可申請の内容と同一であることを確認しなければならない。この場合において、外為法等で定める経済産業大臣の

許可が必要となる技術の提供を行うときは、当該許可を受けていることを併せて確認しなければならない。

- 2 職員等は、前項に規定する確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。 (貨物の輸出の管理)
- 第15条 職員等は、貨物の輸出を行うときは、該非確認及び取引審査の手続が終了し、並び に当該貨物の内容が該非確認及び取引審査における内容、許可申請の内容と同一であること を確認しなければならない。この場合において、外為法等で定める経済産業大臣の許可が必 要となる貨物の輸出を行うときは、当該許可を受けていることを併せて確認しなければなら ない。
- 2 職員等は、前項に規定する確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 職員等は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手 続を取り止め、輸出管理統括部署を経て輸出管理責任者に報告しなければならない。
- 4 輸出管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、事実関係を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

(監査)

- 第16条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等及びこの規則で定めると ころにより適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。 (教育研修)
- 第17条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が適正に実施されるよう、職員等及び学生等に対し、計画的に教育研修を行うものとする。

(文書管理)

第18条 事前確認に用いた書類その他の輸出管理に係る文書(図面、電磁的記録を含む。) については、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の4月1日 を起算日として、7年間保存するものとする。

(違反の報告等)

- 第19条 職員等が行う取引について、当該取引が外為法等又はこの規則で定めるところに違 反すること又は違反するおそれがあることを知った者(以下この条において「通報者」とい う。)は、その旨を、輸出管理統括部署を経て輸出管理責任者に報告するものとする。
- 2 輸出管理責任者は、前項に規定する報告があったときは、その報告内容について調査し、 又は当該職員等が所属するところの所属長等に対しその調査を指示し、報告を求めることが できる。
- 3 調査の結果、外為法等又はこの規則で定めるところに違反すること又は違反するおそれが あることが判明したときは、輸出管理責任者は、当該職員等に対し必要な事項を指示し、又 は必要な措置を講ずるものとする。
- 4 輸出管理最高責任者は、外為法等に違反する事実が判明したときは、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、輸出管理統括責任者に対し再発防止のための措置を講ずるよう指示するものとする。
- 5 第1項に規定する通報者については、京都工芸繊維大学における研究活動の不正行為の取扱いに関する規則(平成20年3月27日制定)で定める告発者の例に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

# バイオベースマテリアル学専攻(博士後期課程)の履修モデル

※下記の履修(例)は、あくまでも各分野毎の例を示したものであり、実際には、一般入試、社会人特別入試及び外国人特別入試の別に応じた学生の研究実績や経験等を勘案するとともに、個々の学生の希望や研究テーマも踏まえつつ、研究指導教員とも相談の上、決定される。

# ○バイオベースマテリアル化学分野を専門とする学生の場合の履修(例)

区分	1年次		2年次		3年次		修了要件
巨力	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	修丁安计
- 専 攻 科 目	材料機能制御学 材料機能構造相関	2	ナノファイバーテクノロジー	2			4単位 以上
目目	+	3	 特別演習 Ⅱ	3			6単位 以上
科共専 目通攻	学術英語研究	2	ベンチャーラボ特別演習	2			_
指研 導究	研究指導(1年次~3年次)						
	合 計	9	合 計	7	合 計	_	16単位 以上

<sup>※「</sup>特別演習Ⅰ」及び「特別演習Ⅱ」については、バイオベースマテリアル化学分野に係る内容について履修する。 「研究指導」については、バイオベースマテリアル化学分野の研究テーマについて、同分野の研究指導教員の下、論文指導を行う。

### ○バイオベースマテリアル工学分野を専門とする学生の場合の履修(例)

区分	1年次		2年次		3年次		修了要件
区刀	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	修了女什
専攻科目	ケモバイオロジー 応用タンパク質工学	2	バイオベースマテリアル化学	2			4単位 以上
I ∃	 特別演習 I	3	特別演習 Ⅱ	3			6単位 以上
科共専 目通攻	学術英語研究	2	ベンチャーラボ特別演習	2			_
指研 導究	研究指導(1年次~3年次)						
	合 計	9	合 計	7	合 計	_	16単位 以上

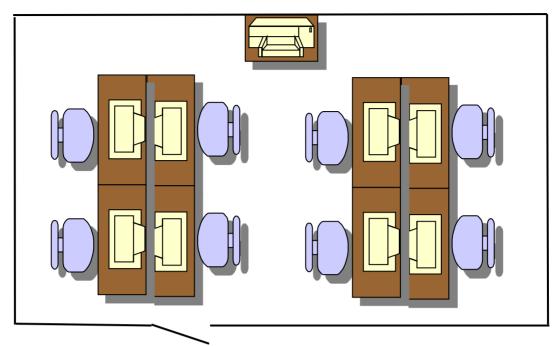
<sup>※「</sup>特別演習Ⅰ」及び「特別演習Ⅱ」については、バイオベースマテリアル工学分野に係る内容について履修する。 「研究指導」については、バイオベースマテリアル工学分野の研究テーマについて、同分野の研究指導教員の下、論文指導を行う。

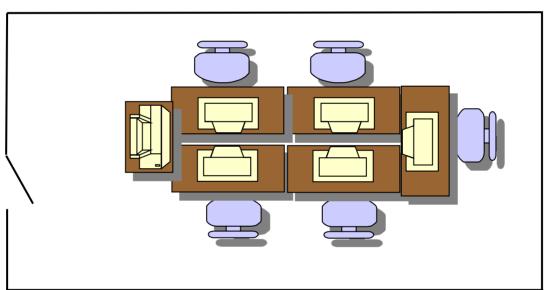
### ○ナノ材料物性分野を専門とする学生の場合の履修(例)

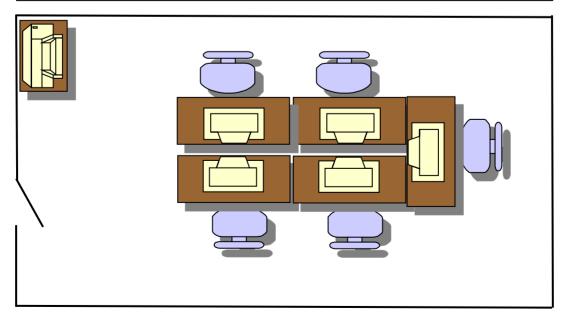
区分	1年次		2年次		3年次		修了要件
<b>运</b> 为	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	修丁安计
専攻科目	ケモバイオロジー 材料機能制御学	2	バイオベースマテリアル化学	2			4単位 以上
目	特別演習 I	3	特別演習Ⅱ	3			6単位 以上
科共専 目通攻	学術英語研究	2	ベンチャーラボ特別演習	2			_
指研 導究	研究指導(1年次~3年次)						
	合 計	9	合 計	7	合 計	_	16単位 以上

<sup>※「</sup>特別演習Ⅰ」及び「特別演習Ⅱ」については、ナノ材料物性分野に係る内容について履修する。 「研究指導」については、ナノ材料物性分野の研究テーマについて、同分野の研究指導教員の下、論文指導を行う。

## 室内見取り図(学生居室・学生研究室)







# 工芸科学研究科 バイオベースマテリアル学専攻博士課程 と既存修士課程との関係

		4 研 究 分 野					
博	バイオ	バイオ	<i>†</i>	応 用 バ			
±	ススス	ベーススマ	材	イ オ テ			
課	マテリア	マ テ リ ア	料   料   物	7 7 /			
程	ル 化 学	ル エ 学	性	ロ ジ 			

研究領域が 隣接する 分野を融合

修	
±	
課	
程	

バ	生	バ	バ		応
1   <del> </del>	物	,,	1	ナ	用
べ	資	1	オ ナ	1	用バイオテク
I	源	オ	ナ		1
ス	シ		1	材	才 -
<del>*</del>	ス	機	フ	料	<b>ア</b>
Ú	ス テ	能	ファ	77	,
ア		材	1	物	
ルル	ム エ		バ	144	ジ
バイオベースマテリアル化学	学	料	- 1	性	ı

6研究分野